第15回戸籍制度に関する研究会 議事要旨

- 1 日 時:平成28年5月17日(火)10:00~11:47
- 2 場 所:法務省民事局会議室
- 3 出席者:窪田座長,阿部委員,石井委員,磯谷委員,浦野委員,神部委員, 木村(敦)委員,木村(三)委員,髙橋委員,畑委員
- 4 概要:法務省から,配布資料に関する説明を行った。引き続き,自由討論 が行われ,大要,以下のような指摘等がされた。

【戸籍制度に関する研究会の取りまとめに向けて(1)について】

- そもそも論として、戸籍事務をマイナンバーの利用範囲とすることについて、どのぐらい利点があるのかというのがよく分からなくなっている印象がある。 戸籍事項証明書等の利用目的に関して、相続関係と年金・社会保険関係手続が多くを占めており、その他のところでも遺言とか不動産登記などで、相続の関係がかなり重要となっている。マイナンバーを利用した照会に対する回答として、基本的に個人を特定する情報が入るということは想定されていないと考えると、聞き方を工夫したとしても、かなり活用が難しいのではないか。更に除籍とか古い戸籍について、マイナンバーの紐付けが難しいということも踏まえると、マイナンバーを導入して、解決ができるのか疑問である。
 - ・実際に戸籍事務をマイナンバーの利用範囲とした場合,その連携先が明確になっていないではないかという意見もあるが、一方で、全国知事会や地方公共団体からも戸籍事務についてもマイナンバーの利用範囲にして欲しいという話はあったのではないか。

マイナンバー制度は、社会保障・税のための番号制度だというところからスタートしているが、手続の中で親子関係が分かれば、ワンストップでできるものがあり、その部分だけでもワンストップになれば、国民の手続の簡素化による負担の軽減があると言えるので、連携先について、更に議論を深めるべきではないか。

- ・戸籍情報、戸籍証明書の利用方法として、相続関係が中心であったと調査結果が出ている一方、マイナンバーの紐付けの範囲については一定の限界があるのであれば、求められる範囲とマイナンバーの紐付けの範囲にずれがあるのではないか。
- 本籍概念と個人の特定の関係については、簡略化した時にどこまで特定ができるのかというところも含めて、更に検討する必要があるのではないか。
 - ・マイナンバーで個人の特定ができるのではないかという指摘もあったが、現 状、マイナンバーは非常に秘匿性が高い情報として扱われており、例えば、訴 訟の手続の書類のような第三者が閲覧し得るようなものについて記載をして良 いのかどうかという問題になる。
 - ・一般に本籍は筆頭者の氏名とマッチさせて、ある人の戸籍の特定しており、 索引的な機能との関係では、どこそこの戸籍から入ってきたという場合には当

然, 戸籍に本籍地と筆頭者の氏名を記録することになっている。そういうこと も踏まえて本籍の概念を今後どうしていくのか。

本籍は一般に日本国民の間で親しまれており、手続の面でも、例えば、家庭 裁判所へ戸籍訂正の申立てをするというような場合には、本籍地のある家庭裁 判所となるような縛りもあることを踏まえ、もう少し広い範囲で検討する必要 があるのではないか。

- ・今回の研究会の課題は限定的なものであって、本籍の概念を見直すというのは非常に大きな話に関わるので、その点で慎重に検討すべきであり、今回の研究会では十分に扱える範囲ではないのではないか。
- 研究会では、戸籍事務をマイナンバーの利用範囲にすることについて検討を 進められてきたのと、併せて戸籍の制度自体をより合理的にするため戸籍情報 を一元化することも含めて議論を行ってきたところ、これらの二つの部分につ いて議論の関係などを改めて確認する必要があるのではないか。
 - ・戸籍情報システムの形態をどうするのかという検討の上に、マイナンバーに も活用できるというかという側面もあるような気がするので、そこら辺も議論 した方が良いのではないか。
 - ・次回,次々回を通じて報告書をまとめると同時に、やり残した課題を確定するのが大事かと思われるので、その作業にすぐ入るかどうかはともかく、ここまで課題としてなお残っていることを報告書に記載する方が良いのではないか。

以上